

## 民 事 訴 訟 法 (50点)

「A沼を守る会」(以下「A会」という)は、A沼の近隣の住民であって入会を希望する者で構成する団体である。A会は法人ではない。設立時の構成員は100人であった。A会の運営は、「A沼を守る会設立規約」に基づいており、この規約には次の(1)から(4)までの条項が含まれている。

- (1) 本会の設立目的は、A沼の環境を保全することである。そのため、訴訟等の法的手段を含めて、必要な活動を行う。
- (2) 本会には、代表者1名を置く。代表者は、定期総会における多数決によって選任される。
- (3) 本会の運営は、年1回開かれる定期総会で決定される。代表者は、全構成員の3分の1以上の申出があれば、臨時総会を開かなければならない。総会の決議は多数決によるが、本会の財産を処分するためには、全構成員の3分の2以上の賛成が必要である。
- (4) 会員の入会及び脱退はその自由な意思による。

A会の現在の代表者は、Bである。A会には会費の制度がなく、活動に必要な費用は、その都度代表者が集めて、支払っている。また、後記の売買契約の前には、A会に特段の財産はなかった。

A会は、定期総会において、構成員が資金を出し合って、A沼に隣接する土地甲をその所有者Cから買い受けることを構成員全員の賛成で決議し、Cとの間で、売買契約を締結した。

A会は、Cに売買代金を支払ったが、その後、Cが甲の売買契約の有効性を争うようになったので、次の①及び②の訴えを提起することを検討している。①及び②の訴えの適法性について論じなさい。

- ① A会を原告とし、Cを被告として、土地甲についてA会に所有権があることの確認を求める訴え
- ② A会を原告とし、Cを被告として、土地甲についてBへの所有権移転登記手続を求める訴え